

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日本語教師養成をめぐる政治的状況と本学副専攻課程の課題

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学大学グローバル教育支援機構 公開日: 2022-05-19 キーワード (Ja): 日本語教育, 日本語教師養成, 公認日本語教師, 指定日本語教師養成機関, 副専攻課程 キーワード (En): 作成者: 名嶋, 義直 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24564/0002017946">https://doi.org/10.24564/0002017946</a>

# 日本語教師養成をめぐる政治的状況と本学副専攻課程の課題

名嶋 義直

琉球大学グローバル教育支援機構

## 要 旨

本稿では、近年の日本語教育をめぐる政治的状況を踏まえ、日本語教員養成課程のあり方について考える。具体的にはまず、いわゆる「公認日本語教師」の資格を取得する際に定められた試験の一部免除が受けられる「指定日本語教師養成機関」として認められるかどうか大きな課題となることを述べる。続いて、その課題を解決するための方法をいくつか挙げ、そのいずれを採るにしても、副専攻課程において授業を開講している個々の教員の努力だけでは解決が難しいことを確認する。そして、本学の日本語教育副専攻課程をその政治的状況の中にどのように位置付けるかについて全学的に検討する必要があることを述べ、最後に今後の対応に向けた体制づくりを提案する。

## キーワード

日本語教育、日本語教師養成、公認日本語教師、指定日本語教師養成機関、副専攻課程

### 1 日本語教育をめぐる政治的状況

近年、日本語教育をめぐる政治的状況が大きく動いている。2019年6月28日には「日本語教育の推進に関する法律」、いわゆる「日本語教育基本法」が定められ、国家の言語政策として日本語教育のあり方が法律によって定められた<sup>i</sup>。日本語教育が国家の言語政策の枠組みの中に法律として正式に位置づけられたのである。このことは逆にいうと、今まではそうではなかったということでもあり、それは厳しい見方をすれば、政府が言語政策の中で日本語教育を重視していなかったことの現れでもあるが、時間を要したとはいえ、法制化が行われたことそれ自体は進展であると言ってよい。日本語教育に対する社会的要請が明確化され、一定程度共有されたと考えることができるからである。

その動きに連動して、「国内における日本語教師の資格に関する仕組みの整備」が求められるようになった。その流れの中で2020年3月には文化審議会国語分科会が「日本語教師の資格の在り方について（報告）」を取りまとめ、日本語教師の資格制度を整えることによって優れた日本語教師を養成・確保し、日本語教育の質を向上させることを提言した。具体的には以下のようなことなどが提案されている<sup>ii</sup>。p.2の内容を箇条書きに変更して引用する。

- (1) 名称独占の国家資格として、日本語教師の養成修了段階の専門性を有することを確認する「公認日本語教師（仮称）」制度を創設する

- (2) 資格取得要件として①日本語教育能力を判定する試験の合格、②教育実習の履修・修了、③学士以上の学位の取得
- (3) 資格の有効期限を10年と定め、資格の更新には一定時間以上の更新講習の受講・修了を求めること

文化庁はこの報告書を受け、「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」を設置し、9回の会議を開催して検討を行ってきた<sup>iii</sup>。事前に申し込めばオブザーバーとして参加可能だったので、筆者も可能な限りオンラインで陪席をした。議論は「日本語教育機関の類型化」にも及び、その結果、諸機関の多様性も考慮し、文化審議会国語分科会の報告内容よりは緩やかな方向で最終的な内容がまとまった。そして提出されたのが本稿で資料として引用している先に言及した「報告書」である。

## 2 日本語教員養成をめぐる政治的状況

### 2.1 養成機関の複層的二分化

その日本語教師の資格に関する議論を聞きながら筆者は今後の日本語教員養成の方向や機関が二分化されていくのではないかという思いに至った。1つは上で引用したように、「公認日本語教師（仮称）」を養成するという方向を採る機関である。もう1つは「公認日本語教師（仮称）」とは無関係に教員養成を目指す方向を採る機関である。もちろんどちらの方向を採るかは養成機関が主体的に選択することであるが、その方向性を考える際には「受講生のニーズ」を考慮せざるを得ないであろう。なぜなら、「養成機関の考え方」と「受講生のニーズ」とにミスマッチがあった場合、受講生が希望していても「公認日本語教師（仮称）」としての資格を得ることができないという事態が生じる恐れがあるからである。

さらには、「公認日本語教師（仮称）」を養成するという方向で教育を行う機関であってもそこにまた別の二分化が生じることになる。資格認定試験は筆記試験①・②と教育実習から構成されるようであるが、「指定日本語教師養成機関」として文部科学省から指定を受けた機関で養成課程を受講した人は筆記試験①と教育実習が免除されるため筆記試験②だけを受験する形になるという。指定を受けた機関で養成を受ける人と指定を受けられなかった機関で養成を受ける人との間で、実質的な試験内容に一種の格差が生じうるからである。

そしてこれは容易に想像できるが、「公認日本語教師（仮称）」になることを希望する人と希望しない人とどちらが多いか考えると、資格が取れるなら取っておこうと考えて取得を希望する人の方が多いであろう。また「公認日本語教師（仮称）」になろうと思っている人が、筆記試験①と教育実習の免除が受けられる「指定日本語教師養成機関」と、筆記試験①・②と教育実習全てが必須となる「免除が受けられない養成機関」とのどちらを選んで学ぼうとするかを考えれば、資格を得るための労力や心理的負担の軽減を考えて「指定日本語教師養成機関」の方を選ぶ人の方が多いであろう。

このように、近年の日本語教育をめぐる政治状況は日本語教員養成機関を巻き込んで展開している。日本語教員養成機関は自らの日本語教師養成ポリシーを改めて明らかにするようという社会的要請を受けていると言えるが、そのポリシー策定には、先に述べたように、受講生

のニーズを考慮する必要がある。既存の日本語教師養成機関は、「市場」において受講生のニーズという「需要」による取捨選択や淘汰の波に晒され、「公認日本語教師（仮称）」志向・「指定日本語教師養成機関」志向と独自の養成姿勢を打ち出す機関とに複層的に二分されていくであろう。ただ、「どうせ学ぶなら公認資格を取りたい」と思う受講生の気持ちはごく普通のものであり、受講生全体を見れば、「公認日本語教師（仮称）」志向・「指定日本語教師養成機関」志向を選択する受講生が相対的に多数を占めるものと予想される。多くの日本語教師養成機関もその志向にある程度の対応を要求されるであろう。それは大学における日本語教員養成においても言えることである。

では「指定日本語教師養成機関」となるためには何がどの程度求められるのだろうか。

## 2.2 「指定日本語教師養成機関」の認定要件

日本語教師養成では日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。その基盤となる資質・能力を育成するために必要な教育内容は、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（2019年3月文化審議会国語分科会）において、「必須の教育内容」として示されている50項目を履修・修了することとされている<sup>iv</sup>。「指定日本語教師養成機関」の認定を受けることを希望する大学等ならびに専門学校等は、この50項目の内容を含む以下の8要件を満たす必要がある。「報告書」p.6の記載（箇条書き部分と本文）を以下に引用する。

### 【指定日本語教師養成機関審査項目（案）】

- ①機関の基本情報（機関及び養成研修の名称、設置形態、代表者、養成研修事業の概要、養成研修の実施形態、養成研修の実施場所・環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先）
- ②課程等の教育内容等（コースカリキュラム・シラバス、定員、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等）
- ③主な講師（略歴、指導経験等）
- ④日本語教師養成研修の実施実績
- ⑤実施体制、受講管理体制
- ⑥財務状況（受講料、教材費、講師謝金等）
- ⑦教育実習の実施機関及び実施計画、実施実績
- ⑧第三者評価、自己点検評価

全ての日本語教師養成機関は、上記審査項目を満たしているかどうかを文部科学大臣に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、現在の文化庁届出受理研修実施機関が指定日本語教師養成機関になるには、上記審査項目のうち、②~⑧の項目について新たな書類様式で確認を受ける必要がある。また、大学等が指定日本語教師養成機関になるには、上記審査項目のうち、大学認証評価等と重複する審査については、資料の一部省略等手続きの簡素化を図ることが可能かどうか、今後検討を行う必要がある。

### 3 本学における日本語教育副専攻課程の課題

以上で確認した日本語教育・日本語教員養成をめぐる政治的状況を踏まえると本学における日本語教育副専攻課程の課題が見えてくる。

まず「指定日本語教師養成機関」の指定を目指すかどうかを決める必要がある。この検討は、2.1節で述べたように受講生のニーズとも密接に関連するが、自分自身のキャリアアップを考えれば、多くの受講生ができることならば「公認日本語教師（仮称）」の資格を得て有資格者になりたいと考えるであろうことは想像に難くない。つまり、本学も日本語教育副専攻課程でもって「指定日本語教師養成機関」の指定を受ける方向を採ることを検討する必要がある。

その「指定日本語教師養成機関」の指定を受けるためには、2.2節で引用した諸要件を満たす必要があるが、特に早急に対応すべきは本学の日本語教育副専攻課程における「②課程等の教育内容等（コースカリキュラム・シラバス等）」の整備である。具体的に言えば、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（2019年3月文化審議会国語分科会）において、「必須の教育内容」として示されている50項目をカバーする必要があるということである。これについてはすでに文化庁から調査があり、本学としては「対応を検討中」という回答をしている。この50項目にどの程度対応しているかについては、現時点では養成機関の自己評価・自己申告となっているため、対応済みとしている養成機関があっても実際に十分な対応が取られているかどうかは不透明であり、同様に対応を検討中と回答した教育機関が全く対応できていないということにもならない。極端に言えば、「対応済み」とした機関の実態よりも「対応を検討中」と回答した機関の方がカリキュラムが充実しているということも場合によってはありうる。養成機関には受講生の利益を損なわないよう信義誠実の原則に沿った判断が求められると言えよう。

### 4 本学における日本語教育副専攻課程の課題解決に向けて

では本学はどのように対応すべきだろうか。名嶋（2021）でも書いたように、なによりもまず上記50項目の対応実態を批判的に検討し、不足があればそれを補うことが重要である。とはいえ、日本語教育副専攻課程に関わる専任教員の中でもこの50項目への対応にかかる判断や評価は異なる。すでに対応できているという意見もあればまだ充分に対応できていないという声もある。繰り返しになるが、対応しているかしていないかは養成機関の自己判断・自己評価になるため客観性に欠ける判断になるおそれがある。日本語教育副専攻課程を受講する学生に十分な教育を行うためには、養成機関の判断を恣意的なものではなく、可能な限り客観的なものとする必要がある。考えられる一つの方法は関係する授業のシラバスとカリキュラムを、第三者委員会などを設けて外部有識者の目でチェックする方法である。

その上で対応に不足があれば、当該項目を既存の授業の中に組み込むことで対応項目数を増やす必要がある。その具体的方法として、まず日本語教育副専攻課程に関わる専任講師が開講する授業に不足する要素を加えたり新規に講義を開講することなどが考えられる。また、学部専門科目や共通教育科目としてすでに開講されている授業の中から上記50項目に対応できる授業を選定し、それらの授業を日本語教育副専攻課程の履修科目群に加える方法も検討すべき

であるし、場合によっては国内外から優れた教員を非常勤講師を雇用して集中講義などで対応する方法も選択肢に加えてもよいであろう。

ただこれらの方法にはどれを選択しても大きな問題がついて回る。本学の日本語教員養成は副専攻課程という枠組みで実施されている。そのため、上で述べたような新規に授業を開講したり既存の授業から必修・選択必修・選択科目に加えたりすることは、これまでの日本語教育副専攻課程の体系的な枠組みに変化を与えることになる。とはいえ、それが50項目の対応のために不可欠であれば何らかの方法で教授内容の充実を実施しなければならないであろう。

しかしそれよりも問題になるのは、副専攻課程であるがゆえに修了要件としての取得単位数を大きく増やすことが、制度的には可能であっても実質的には難しいという点である。現行では修了に必要な単位取得数が26単位以上となっているが、この単位数が増えれば増えるほど受講生の負担は大きくなる。単純に考えれば、副専攻課程での履修が増えれば学習時間も確実に増えるからである。したがって、どのような方法であれ、上記50項目に対応できる授業数を増やすということは副専攻課程の中では限界があり、かといって、既存の授業の中で教える項目を増やしても15回の授業という全体時間が変わらない以上、1つの項目にかける教授時間が減少することになり、内容が皮相的なものになってしまいかねない。つまり副専攻課程という養成の枠組み自体が対応の阻害要因となりかねない。そこにはかなり深刻な構造的問題が内包されているのである。

## 5 課題解決に向けての提案

4節では2.2節で挙げた「指定日本語教師養成機関審査項目（案）」の②だけを検討したが、そこには副専攻課程に関わる数名の教員だけでは解決できない構造的な問題があることが明らかになった。そこで筆者は現在の日本語教育・日本語教師養成の現場と課題に詳しい専門家を招いて2021年前期にFDを開催し、関係教職員の意識と知識の向上を図り、検討のあり方を提言したいと考えていたが、新型コロナウイルス感染状況の悪化により開催が後期に延期となった。

しかしこの日本語教育副専攻をめぐる政治的状況の急速な展開を踏まえ、早急に全学的に検討する必要があることには変わりはない。むしろその必要性はさらに高まっている。少なくとも「公認日本語教師（仮称）」の養成を目指すのか、それとも「公認日本語教師（仮称）」の養成とは一線を画して独自のポリシーで養成を行うのか、後者の場合は何をアピールポイントとするのか、「公認日本語教師（仮称）」養成の方向を選択した場合は、一部の筆記試験と教育実習が免除になる「指定日本語教師養成機関」の指定を目指すのか、それとも指定は目指さないのか、といった大学全体の方向性だけでも十分な議論の上で決定するべきではないだろうか。その検討においては、副専攻という枠組みを維持するのかどうかや大学院コース設置の検討なども併せて議論の俎上に載せることで、より実質的な議論が期待できるように思われる。

また「指定日本語教師養成機関」の審査では②の教授内容やカリキュラムだけではなく、さらに①、③～⑧の項目について資料を提供し審査を受けなければならない。つまり教員と事務組織との連携・協働が不可欠である。その体制を可能な限り早急に構築することも重要である。

## 6 さいごに

以上述べてきたように、日本語教育・日本語教師養成を取り巻く政治的状況はここ数年で大きく変わり今も激変の真っ只中にある。そしてその影響は本学の日本語教育副専攻課程にも及んでいる。かつてのように、日本語教育関連授業を必修科目としていくつか提供し、言語・文化・コミュニケーション関連の科目を学部専門授業や共通教育科目の中から選択授業として多数リストアップし、それらの中から体系的に受講するよう履修指導しておけばよい時代はもうとっくに終わっているのである。しかし組織として大学としてその変化に主体的に対応していかうとする声や動きはほとんど上がってきていない。関係者一同、そして一人ひとりが、その厳しい状況を十分に理解し認識を新たにし、どう対応していくかを真剣に考えていかなければならない。

それは本学が日本語教員養成という方法でもって「いかに地域に貢献するか」ということでもある。そのことを主張するために日本語教育副専攻課程主任として本稿を執筆した次第である。関係各部署の皆様にご覧いただき、現状と危機感を共有し、そこから具体的な動きが立ち上がることを願って本稿を閉じる。

### 注

- i 文化庁HP「日本語教育の推進に関する法律について」  
 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/other/suishin\\_houritsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html)> (2021.8.30リンク確認)
- ii 「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」、日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議、2021年8月20日  
 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo\\_kyoin/pdf/93324301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/pdf/93324301_01.pdf)> (2021.8.30リンク確認)、なお本資料は以後本文中で「報告書」と略す。
- iii 以下の文化庁HPで全ての回の資料がダウンロード可能となっている。  
 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo\\_kyoin/92369001.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/92369001.html)> (2021.8.30リンク確認)
- iv 「必須の教育内容」については以下を参照願いたい。  
 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/r1393555\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/r1393555_03.pdf)>  
 (2021.8.30リンク確認)

### 参考文献

名嶋義直「日本語教育副専攻課程の社会的責務－日本語教員の素養を持つ非専門家を増やす－」  
 『琉球大学大学教育センター報』第23号、2021年、124-129頁。